

平成27年 1月15日

中央区防犯ウォーキングボランティア登録者の皆様へ

「防犯ウォーキングボランティア」は、平成27年4月1日から、ボランティア保険の対象外になります。

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、市政に関しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご活動いただいております防犯ウォーキングボランティアは、防犯についての意識を持ちながらウォーキングをすることで、地域の見守り活動につなげようとするものであり、市が加入しているボランティア活動補償制度の保険対象として進めてまいりました。

しかし、多くの方々が健康づくりのため、日常生活の一部としてウォーキングを行っているなど、ボランティア活動と日常生活との領域が不明瞭となり、保険会社から万一事故のあった際、客観的な判断・証明が難しいと通知されたため、保険適用を継続することが困難になりました。

このようなことから、平成27年4月1日から、ボランティア活動補償制度の保険対象から除外されることとなりますが、登録者の皆様におかれましては、今後も引き続き積極的に防犯啓発グッズを身に着けて外出していただき、地域の安全にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、保険の対象外となることに伴う手続きは特にございませぬ。

防犯ウォーキングについてのお問い合わせ

中央区役所地域振興課くらし安心室 電話 043-221-2169  
FAX 043-221-2179  
Eメール [chiiki.CHU@city.chiba.lg.jp](mailto:chiiki.CHU@city.chiba.lg.jp)

ボランティア保険についてのお問い合わせ

市民局市民自治推進課振興班 電話 043-245-5138  
FAX 043-245-5665  
Eメール [jjichi.CIC@city.chiba.lg.jp](mailto:jjichi.CIC@city.chiba.lg.jp)